



# ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引はリスクが伴います

## 事例 1

アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。(当事者:高校生 女性)

## 事例 2

SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。

(当事者:学生 女性)



## ひとことアドバイス

- インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないのであります。
- このような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉

しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。

- 代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。





# そのサイト大丈夫？

## 悪質な通販サイトに注意しましょう

### 事例 1

息子がスポーツ用品を買おうとネットで検索して、価格が安かった通販サイトで注文し、料金も支払ったが商品が届かない。入金後は業者からメールも来ない。サイトにある業者の住所や電話番号はでたらめのようだ。

(当事者：中学生 男性)



### 事例 2

SNS の広告から見たサイトで、「定価 8 万円の革のバッグが今なら約 8 千円」とあったので、注文して代引きで支払った。開封したところ、申し込んだものとは違うビニール製のバッグが入っていた。その後、連絡が取れない。(当事者：学生 女性)

### ひとことアドバイス

- インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なるものや偽物が届いた」等のトラブルは、悪質なサイトによるものである可能性があります。
- 「正規の値段より極端に安価である」「サイトに正確な運営情報(運営者氏名、住所、電話番号)が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振込のみ」等の場合は注意

が必要です。

- 支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。価格の安さばかりに気を取られず、少しでも怪しい、おかしいと思ったら、利用しないことも一つの方法です。
- 困ったときは、一人で悩まずお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。





# 相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで

## 事例

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目に留まり、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポイントを購入した。何度もロック解除に失敗したため、結局25万円も使ったが、お金はもらえていない。返金してほしい。

(当事者:中学生 女性)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることになります。

一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。

- スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- 保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。





# 賃貸住宅の 退去トラブルを防ぐには

## 事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。(当事者:学生 女性)

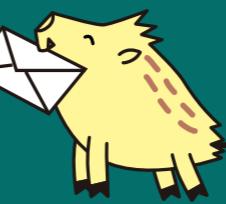


©Kuroaki Gen

## …ひとつアドバイス…

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。
- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。





# 自転車に乗るときは必ずヘルメットを!

## 事例

自転車で坂道を下りている際、ブレーキがかからなくなり、コンクリートの側溝に頭から転落した。前頭部に長さ10センチの深い傷を負い、歯が3本折れ、手の関節を骨折した。ヘルメットはかぶっていなかった。

(当事者:8歳 女児)



©Kuroasaki Gen

## ひとことアドバイス.....

- 子どもがヘルメットをかぶらずに自転車に乗っていて転倒し、頭部などを打つ事故が報告されています。
- 警察庁によると、自転車乗車中の交通事故での死傷者に占める死者の割合は、ヘルメットをかぶっていないときは、かぶっているときに比べて3.3倍高くなり、頭部の損傷が重大な事故につながりやすいことが分かります。
- ヘルメットは、万が一の事故の際に子どもの頭を守るために有効です。子どもが自転車に乗るとき、乗せるときには、必ずヘルメットをかぶらせましょう。
- 自転車の不具合も事故につながります。定期的に保護者などが自転車を点検しましょう。お店などで整備することも事故の予防に大切です。





# タトゥーシールや フェイスペイントによる 肌トラブルに注意

## 事例

ハロウィンの絵柄のタトゥーシールを子どもの頬に貼った。使用方法に従って貼り、約3時間後にベビーローションを付けて剥がそうとしたが剥がれず、化粧落とし用のクレンジングローションでも剥がれなかった。痛がるのでやめ、翌日はシールを付けたまま幼稚園に行き、帰宅後に綿棒でシールをこすり取るようにしたらようやく剥がれた。強くこすった箇所は、数ヶ月経ってもシミのようになって痕が目立っている。(当事者:幼稚園児)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- タトゥーシールやフェイスペイント、ボディペイントは手軽に楽しめるため、ハロウィンパーティーやスポーツイベント等で使用されています。
- 使用方法、剥がし方、対象年齢やアレルギー等、使用上の注意をよく読んで使用しましょう。
- 子どもの皮膚は大人に比べて薄く、外部からの刺激に弱いため、目の周りや頬などの敏感な部分には使用

- しない方がよいでしょう。
- 事前に目立たない部分で使用テストをし、赤みや腫れ等の異常が起きないことや、剥がしてみて痛くないか等を確認してから使うとより安全です。
- 肌に合わない場合は、すぐに使用を中止し、赤み、腫れ等の異常がある場合には、皮膚科を受診してください。



さぽーとくん





# 豆やナッツ等 3歳頃までは食べさせない

## 事例 1

1.5センチほどの豆菓子を食べていたところ、のどに引っかかった様子で苦しがった。唇の色が悪くなつた。

(当事者:1歳 男児)

## 事例 2

親が1歳の子どもに、砕いて小さくしたアーモンドを与えていた。兄弟と遊びながら食べていたら突然むせ込み、その後からせきと高熱が数日続き、入院となつた。

(当事者:1歳)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 奥歯が生えそろわづ、かみ碎く力や飲み込む力が十分ではなく、気道も狭い子どもが、豆やナッツ等を食べると、気道に入つて気管支炎や肺炎を起こしたり、窒息したりするおそれがあります。事故が発生した場合は大変危険ですので、豆等は3歳頃までは

食べさせないでください。小さく砕いた豆等も同様の危険があります。

- 小さい子どもは何でも口に入れてしまします。家族の食べ残しを、子どもが誤って口に入れないよう、手の届かないところに置きましょう。

